

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

地域の小規模事業者における災害等への備えの取組は一部の事業者に留まっている状況にあるため、改正小規模事業者支援法における「事業継続力強化支援」に基づき、防災・減災対策について支援を講じるべく、本計画を策定する。

なお、本計画の策定にあたっては、三春町商工会、小野町商工会、滝根町商工会、大越町商工会、都路町商工会、常葉町商工会、船引町商工会（以下、田村地区商工会という。）が、平成16年7月から広域連携体制を組織化したうえで、平成30年3月には経済産業大臣より経営発達支援計画の認定を共同で受けるなど連携して小規模事業者の支援に注力してきた経緯がある。

加えて、大規模な自然災害等が発生した場合には広域的な対応が必要になることも想定されることから、連携体制による支援が効果的であると判断し、田村市、三春町、小野町と共同で本計画の策定を行う。

I. 現 状

(1) 地域の概要

[田村市]

阿武隈高原中央に位置し、緑豊かな自然に恵まれた面積 458.30 平方キロメートルの地域を有する。本地域は阿武隈山系が南北に走り、大小の山々によって丘陵起伏が縦横に連続する地形となっている。これらの山岳を源に大滝根川や高瀬川など多くの河川が地域を流下している。

[三春町]

県のほぼ中央部、阿武隈山系の西裾に位置し、郡山市の北東に隣接している。町のほとんどが標高 300～500mの丘陵地で、ゆるやかな山並みが続いている。

[小野町]

阿武隈山系の中部に位置し、3市1村と境を接する。地形は、周囲を矢大臣山、日影山等の小高い山に囲まれた丘陵地帯で、町中央を右支夏井川が流れている。



[管轄地区]

商工会名	管轄地区
三春町商工会	三春町
小野町商工会	小野町
滝根町商工会	田村市滝根町
大越町商工会	田村市大越町
都路町商工会	田村市都路町
常葉町商工会	田村市常葉町
船引町商工会	田村市船引町

(2) 地域の災害等リスク

【洪水・土砂災害】

<近年発生した主な風水害・土砂災害による被害>

市町名 発生年月 災害名	田村市	三春町	小野町
平成 10 年 8 月 豪雨	—	避難 37 世帯 個人住宅被害 340 道路等被害 176 農地・施設被害 61 ほか	半壊 4 棟、一部損壊 7 棟 床上浸水 2 棟、床下浸水 1 棟 土砂災害 105 件
平成 25 年 9 月 豪雨	—	床下浸水 4 棟、土砂災害 9 件	床上浸水 2 棟、床下浸水 26 棟 土砂災害 12 件
令和元年 10 月 台風 19 号	住家全壊 2 棟 住家大規模及び半壊 161 棟 (再掲)床上浸水 78 棟 床下浸水 37 棟	半壊 3 棟、一部損壊 10 棟 床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟	【住家被害】 床上浸水 7 棟、床下浸水 37 棟 【非住家被害】 床上浸水 4 棟、床下浸水 11 棟 【個人所有地土砂災害】 48 件 【道路・河川被害】 152 か所 【農地・水路等被害】 85 か所 【山林被害】 68 か所

[田村市]

本市には、主に阿武隈川水系の 1 級河川及び 2 級河川があり、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、台風や洪水の自然災害による浸水被害の増大につながるおそれがあるため、未然の防止対策が求められている。

これまで、台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が発生した歴史があり、近年では、令和元年東日本台風における豪雨により、市内各地に甚大な被害をもたらした。

田村市滝根町、田村市大越町では、牧野川、梵天川、夏井川において 2.0m～5.0m の浸水が想定されており広範囲での河川氾濫による被害が懸念される。田村市都路町、田村市常葉町では、河川による洪水被害の予測は少ないものの、ため池の決壊による浸水リスクが想定される。田村市船引町では、中心部において 0.5m 以上の浸水が広く想定されている（田村市ハザードマップ）。

土砂災害警戒区域のうち、特に警戒を要する特別警戒区域（レッドゾーン）は、田村市都路町及び田村市船引町に多く指定されている（田村市ハザードマップ）。

[三春町]

町の中心部を流れる桜川や三春ダムがある大滝根川をはじめ、八島川、御祭川、実沢川、樋渡川に浸水想定区域が指定されている。台風や集中豪雨時には床上浸水や道路被害が発生しており、これらの箇所を中心に河川の氾濫による建物や人的被害の危険性がある。

本町には旧町を中心に土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地）が 74 箇所指定されている。また、土砂災害の危険度は、降雨、地形、地質の状況により異なるため、起伏に富んだ本町の地形特性上、警戒区域等以外でも土砂災害が発生するおそれのある箇所が町内全域に存在している。

国道 288 号線に沿って流れる桜川沿いは、0.5m 以上の浸水が想定されており、広範囲での河川氾濫による被害が懸念される（三春町ハザードマップ）。

土砂災害警戒区域のうち、特に警戒を要する必要な特別警戒区域（レッドゾーン）は、特に町中心部において指定されている（三春町ハザードマップ）。

[小野町]

町を流れる河川には、右支夏井川、夏井川、大倉川、黒森川、車川、十石川、九生滝川があり、大雨により浸水被害が発生する可能性が想定される。

また、町内には土砂災害警戒区域 160 か所、土砂災害特別警戒区域 147 か所が土砂災害防止法に基づきそれぞれ指定されている。

これまでも、台風や豪雨の影響による風水害・土砂災害が発生しており、令和元年 10 月には、台風 19 号により浸水被害、土砂崩れによる道路の寸断、農地の被害など大きな被害が発生した。

町の中心部を流れる右支夏井川及び夏井川沿いは、5.0m以上の浸水が想定されており、広範囲での河川氾濫による被害が懸念される（小野町防災マップ）。

土砂災害警戒区域のうち、特に警戒を要する特別警戒区域（レッドゾーン）は、町内各所に点在しており、他市町村と比較してその割合が高く分布している状況にある（小野町防災マップ）。

<令和元年台風 19 号 中小企業等グループ補助金 受給事業者数>

市町名 受給事業者	三春町	小野町	田村市					合計
			滝根町	大越町	都路町	常葉町	船引町	
受給事業者数	0	0	0	0	0	0	8	8
(うち小規模事業者数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(6)

※田村地区商工会復興グループのうち商工業者数

【地震】

<近年発生した主な大規模地震による被害>

市町名 発生年月 災害名	田村市	三春町	小野町
平成 23 年 3 月 東日本大震災	【人的被害】 死者 1 名、重傷者 1 名、 軽傷者 4 名 【建物被害】 個人住宅等 3,395 戸 市営住宅 29 団地 公共施設等 149 施設 市道・上下水道等 885 箇所	【人的被害】 死者 1 名、負傷者 2 名 【建物等被害】 全壊 32 棟、半壊 233 棟、 一部損壊 1,407 棟 道路 239 箇所 下水道 5 箇所(約 1,000 世帯) 町内避難所に 144 名避難	【住家被害】 全壊 5 棟、大規模半壊 12 棟、 半壊 42 棟、一部損壊 1,405 棟 【非住宅被害】 公共施設 40 棟、その他 447 棟
令和 3 年 2 月 福島県沖地震	【建物等被害】 半壊 16 棟、一部損壊 434 棟 【非住宅被害】 公共建物 83 棟、その他 51 棟	【建物等被害】 全壊 1 棟、半壊 2 棟、 準半壊 10 棟、一部損壊 261 棟	【住家被害】 半壊 1 棟、準半壊 14 棟、 一部損壊 74 棟 【非住宅被害】 公共建物 14 棟、その他 11 棟
令和 4 年 3 月 福島県沖地震	【人的被害】 軽症者 2 名 【建物等被害】 一部損壊 1,072 棟 【非住宅被害】 公共建物 155 棟、その他 111 棟	【建物等被害】 半壊 5 棟、準半壊 14 棟、 一部損壊 282 棟	—

[田村市]

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、田村市は震度 6 弱が観測され、犠牲者を伴う人的被害、家屋や道路などの生活基盤に甚大な被害が発生した他、福島第一原子力発電所事故の影響で一部地域が避難指示区域に指定された。

今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は田村市滝根町 8.0%、田村市大越町 9.9%、田村市都路町 12.8%、田村市常葉町 9.1%、田村市船引町 5.3%と予測されている（地震ハザードステーション J-SHIS（地点：市役所、各行政局））。

[三春町]

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、三春町は震度 5 強が観測され、家屋や道路などの生活基盤に甚大な被害が発生した。

三春町全域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、多数の建物が全壊若しくは半壊し各地区において火災の発生や主要道路の崩壊・落橋、断水や停電、電話不通などのライフラインにも甚大な被害が想定される。

今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は 0.9%と予測されている（地震ハザードステーション J-SHIS（地点：町役場））。

[小野町]

福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性があり、地震に対する備えが必要と考えられる。

当町では、平成 23 年の東日本大震災や令和 3 年 2 月福島県沖地震にて被害が発生した。

今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は 11.6%と予測されている（地震ハザードステーション J-SHIS（地点：町役場））。

<令和 3 年及び令和 4 年福島県沖地震 中小企業等グループ補助金 受給事業者数>

市町名 受給事業者	三春町	小野町	田村市					合計
			滝根町	大越町	都路町	常葉町	船引町	
受給事業者数	1	0	2	2	1	0	19	25
(うち小規模事業者数)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)	(8)	(13)

※田村地区商工会復興グループのうち商工業者数(延数)

【感染症】

新型インフルエンザは、過去 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返してきた。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症は、全国的かつ急速なまん延により、当地区においても多くの市民・町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

特に当地域は、通勤や通学など郡山市を始めとした地域外への移動も多いため、感染リスクが高まりやすい。事業者によるクラスターの発生に伴う休業等の実例もあり、地域の経済活動に深刻な影響を及ぼすことが想定される。

(3) 地域内商工業者の状況

- ・商工業者等数：2,133 者（田村市：1,251 者／三春町：509 者／小野町：373 者）
- ・小規模事業者数：1,898 者

[小規模事業者の地域別・業種別内訳]

業種 市村名	製造業	建設業	卸・小売業	飲食業 宿泊業	サービス業	その他	合計
田村市	151	305	283	81	238	64	1,122
滝根町	(43)	(23)	(45)	(9)	(32)	(13)	(165)
大越町	(17)	(28)	(26)	(6)	(27)	(5)	(109)
都路町	(7)	(43)	(7)	(7)	(9)	(11)	(84)
常葉町	(13)	(41)	(36)	(7)	(27)	(4)	(128)
船引町	(71)	(170)	(169)	(52)	(143)	(31)	(636)
三春町	48	117	101	52	114	20	452
小野町	39	83	84	36	70	12	324
合計	238	505	468	169	422	96	1,898

(出所:商工会実態調査 2024 年版 (基準日:令和 6 年 4 月 1 日))

[小規模事業者の立地状況等]

[1 市 2 町共通]

工業活動を行う小規模事業者は特定の地域に集積しておらず、各地に点在している。

[田村市]

大滝根川の浸水想定区域に指定されている国道 288 号線沿線には、本市の中心部を含め、数多くの商業活動を営む事業所が立地している（常葉町・船引町）。

牧野川の浸水想定区域に指定されている県道 19 号線沿線には、一定数の商業活動を営む事業所が立地している（大越町・船引町）。

梵天川に面する県道 19 号線沿線及び神俣駅前には、一定数の商業活動を営む事業所が立地しているが、当該区域においては浸水の想定はされていない（滝根町）。

古道川に面する国道 399 号線沿線には、一部の商業活動を営む事業所が立地しているが、当該区域においては浸水の想定はされていない（都路町）。

[三春町]

国道 288 号線沿線には、町の中心部を含め、多数の商業活動を営む事業所が集積している。

特に、当該区域は桜川の浸水想定区域に指定されていることから、大規模な自然災害発生時には、事業活動に甚大な影響が及ぶおそれがある。

[小野町]

町の中心部に、多数の商業活動を営む事業所が立地しているが、当該区域は右支夏井川に面しており浸水による甚大な影響が及ぶおそれがある。

さらには、浸水が想定されている夏井川沿いにも一定数の事業所が立地しており、被害を受けるおそれがある。

(4) これまでの取組

①市町の取組

[田村市]

○防災計画の策定、防災訓練等の実施

災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定し、災害減災対策、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定め、総合的、かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とし、計画の樹立及びその推進にあたっている。

また、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災対策の充実を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図っている。

○防災備品の備蓄

災害応急対策及び災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄並びに整備を進めるとともに、企業等との連携協定等を通じて供給・連携体制の構築に努めている。さらに、家庭内備蓄の普及を図るため、広報等を活用した啓発に取り組んでいる。

○新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、国及び県の対策を受け、田村市では田村医師会の構成エリアである田村地方 1 市 2 町（田村市・三春町・小野町）共同による計画策定を進め、自治体ごとに異なる組織形態に関する調整を行った上で、平成 26 年 12 月に「田村市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

新型インフルエンザ等に対する対策を強化し、発生時には感染拡大を可能な限り抑制して市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・社会経済に及ぼす影響が最小となることを基本的な方針としている。

新型コロナ対応の経験と課題を踏まえ、幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会を目指すため、国及び県の行動計画が令和 6 年度中に改定された。これを受け、令和 8 年 7 月までに田村地方 1 市 2 町は共同で、行動計画の改定を進める予定であるが、平時から関係機関と緊密に連携し、市行動計画の実効性を高め、感染症危機への対応力向上を図る。

[三春町]

○防災計画の策定、防災訓練等の実施

災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定し、東日本大震災や原発事故、地球温暖化に伴う豪雨等による被害等を踏まえ、随時計画の見直しを行い災害への備えに努めている。

また、町民や行政、関係機関が一体となって災害への備えを進めるため、定期的な防災訓練の実施、自主防災活動への支援や防災士の育成強化など防災対策の充実を図っている。

○防災備品等の備蓄

災害発生時の被災者や応急救援活動等の従事者のため必要な食糧、生活必需品等の備蓄品の確保が必要であることから、防災備蓄倉庫の整備と併せ適正な管理保管に努めている。

また、常時整備点検を行うとともに、備蓄できないものについては、災害連携協定業者等と協議しながら緊急時の対応に備えている。

○新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、国や県においてもそれぞれ行動計画が策定された。これを受け三春町では医師会を同じくする田村地方 1 市 2 町（田村市・三春町・小野町）が共同で計画策定を進めることとし、自治体により違った組織形態をもつ部分は調整することにより「三春町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

生命や健康はもとより、地域経済にも大きな影響を与えかねないことから、医療機関をはじめ関係機関との連携を図りながら、感染対策等の強化を図っている。

なお、令和 2 年以降、国内で感染拡大した新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や課題等を踏まえ、さらなる新興感染症へ対応できる社会を目指すため、令和 6 年度に国及び県は行動計画を改定した。これに伴い、令和 8 年 7 月の変更完了に向けて田村地方 1 市 2 町の共同により行動計画の改定を進めている。

[小野町]

○防災計画の策定、防災訓練等の実施

災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定し、災害減災対策、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定め、総合的、かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とし、計画の樹立及びその推進にあたっている。

また、町民や行政、関係機関が一体となって災害への備えを進めるため、総合防災訓練の実施、自主防災活動への支援や避難所設営訓練など防災対策の充実を図っている。

○防災備品等の備蓄

災害発生時の被災者の必要な食糧や避難所の生活環境改善を目的とした資機材の備蓄及び整備を進めるとともに、企業等との連携協定等を通じて供給・連携体制の構築に努めている。

○新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、国や県においてもそれぞれ行動計画が策定された。これを受け小野町では医師会を同じくする田村地方 1 市 2 町（田村市・三春町・小野町）が共同で計画策定を進めることとし、自治体により違った組織形態をもつ部分は調整することにより「小野町新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成 27 年 3 月に策定した。

感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、町民の生活及び社会経済活動の影響が最小となることを目的として対策を講じる。

なお、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和 6 年度に国及び県の行動計画を改定した。これに伴い、令和 8 年 7 月の変更完了に向けて田村地方 1 市 2 町の共同により行動計画の改定を進めている。

②田村地区商工会の取組 [共通]

- 事業者BCP（事業継続計画）に関する国の施策の周知
- 事業継続力強化計画策定支援の実施
 - ・策定支援セミナー（ワークショップ形式）・個別相談会の開催
（実施時期：令和3年2月、令和3年6月～7月、令和4年2月）
 - ・認定支援実績：商工会関与による認定事業者数43者（令和7年10月1日現在）
- 損害保険への加入促進（損保会社等との連携）
（商工会のビジネス総合保険、業務災害保険、火災共済地震危険補償特約等）
- コロナ時代の経営セミナーの開催
（実施時期：令和2年10月～11月、令和3年10月）
- 被災事業者に対する施策等の活用支援
 - ・中小企業等グループ補助金（令和元年台風19号、令和3年及び令和4年福島県沖地震）
構成員数：38者（田村地区商工会復興グループ）

II. 課 題

田村地区商工会では、大越町商工会、都路町商工会が職員1人配置、滝根町商工会、常葉町商工会が3人配置、事業所数が多い三春町商工会、小野町商工会においても4人配置と小規模な商工会も多いことから、マンパワー不足が大きな課題となっている。

また、船引町商工会は職員8人配置であるものの、令和の台風19号や福島県沖地震の際には、被災事業者が最も多く、広域連携体制整備の必要性を課題として強く認識した。

これまで、事前の整備を欠いていたため、災害発生時における対応は、商工業者の被害状況調査や施策周知・活用支援などの事後対応に注力せざるを得ず、場当たりの対応となっていた。

このことから、行政や商工会間の連携支援体制の事前整備と、自然災害等への事前対策の支援強化を図ることが不可欠である。

[職員配置数と職員一人当たりの小規模事業者数]

職員数等 商工会名	職 員 数（令和7年12月1日現在）					小規模事業者数※	
	事務局長	経営指導員	経営支援員	記帳指導職員	合 計	合 計	職員一人当たり
三春町商工会	1	2	1		4	452	113
小野町商工会	1	1	2		4	324	81
滝根町商工会		1	2		3	165	55
大越町商工会		1			1	109	109
都路町商工会		1			1	84	84
常葉町商工会		1	2		3	128	42
船引町商工会	1	3	3	1	8	636	79
合 計	3	10	10	1	24	1,898	79

※小規模事業者数：令和6年4月1日現在（職員一人当たりは小数点以下切り捨て）

Ⅲ. 目 標

地域内の小規模事業者は、サプライチェーンの維持から雇用による生活基盤の確保、さらにはイベント等による賑わい創出に至るまで、住民生活に直結する極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、自然災害の頻発化・甚大化に伴う施設・設備等への被害や、新型コロナウイルス感染症の影響による休廃業など、事業継続が脅かされる事態が生じている。

この状況を踏まえ「被害を最小限に抑え、地域経済活動の迅速な再建・回復を可能とする環境づくり」を実現するために、以下の目標を掲げる。

(1) 連携支援体制の確立 [事前・事後対策]

各商工会においては、既に危機管理マニュアルが策定されているが、行政と商工会及び田村地区商工会間の連携・協力に関する具体的な体制が不足している。

このため、平時からの意識共有及び行動計画の策定を通じて、災害発生時における情報共有や支援活動を円滑かつ迅速に行うため、より実効性のある連携の仕組みを確立する。

(2) 自然災害等リスクの認識向上支援 [事前対策]

自然災害等は、立地条件や事業特性によってリスクが異なることから、各事業者が自社のリスクを正確に把握し、そのリスクが事業活動へ与える影響について危機意識の醸成が図られるよう支援を強化する。

(3) 自然災害等への備えの強化支援 [事前対策]

各事業者が自社のリスクと事業活動への影響を把握したうえで、より効果的な防災・減災対策に取り組めるよう、具体的な備えの強化に向けた支援を推進する。

(4) 災害等発災時における情報共有体制の構築 [被害状況の把握]

各商工会と各市町の間で、災害等発災時における被害状況報告の共有ルートと円滑な実施体制を構築する。

(5) 災害発生後における支援体制の構築 [応急復旧活動]

災害等発災後に、速やかな復旧・復興支援策を実施できるよう、平時から組織内体制の整備及び関係機関との連携体制の構築を図る。



【被害を最小限に抑え、地域経済活動の迅速な再建・回復を可能とする環境づくり】

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

田村市地域防災計画、三春町地域防災計画及び小野町地域防災計画に基づき、本計画との整合性を図りつつ、田村地区商工会と田村市、三春町、小野町の支援体制を確立し、一体となって以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

[①小規模事業者に対する災害リスクの周知・意識啓発支援]

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知・啓発

<立地・事業特性に応じたリスクの把握支援>

各市町が発行するハザードマップに加え、地震ハザードステーション（J-SHIS）や重ねるハザードマップ等の公的情報を活用し、各事業者の立地条件や事業特性に応じた具体的な災害リスクを正確に洗い出し、事業者の災害等への危機意識の醸成を促進する。

また、自らが直接的な被害を受けない場合であっても、取引先等の被災により間接的な影響を受ける可能性があることから、当該リスクを的確に把握するよう努める。

<防災・減災対策の重要性の広報>

防災・減災対策の重要性を広く周知するため、毎年「防災の日」（9月1日）に合わせて、啓発活動を実施する。

- ・各市町の防災マップ等の送付
- ・各市町及び商工会のホームページによる防災マップ等の掲載
- ・行政の広報誌への掲載 等

イ. 事業者BCP（事業継続計画）の策定支援

<BCP策定を通じた意識向上と早期復旧の実現>

防災・減災対策の第一歩として、商工会職員による事業者BCP策定に関する指導・助言を強化する。

これにより、事業者のリスク把握や事前対策への意識向上を図り、被害の最小化及び事業の早期再建・復旧に繋げる。

【事業者BCP策定の検討ステップ】

- ・STEP 1：事業継続力強化の目的の検討
サプライチェーンや地域経済への影響度、従業員に対する会社の姿勢を考慮し、事業継続力強化の具体的な目的を検討する。
- ・STEP 2：災害等のリスクの確認・認識
ハザードマップ等を活用し、事業所の立地地域の災害リスクを確認・認識する。
被害想定に基づき、「ヒト（人員）」「モノ（建物・設備・インフラ）」「カネ（リスクファイナンス）」「情報」の4つの観点から自社への影響を分析する。

- ・STEP 3：初動対応の検討
災害等が発生した直後の緊急時における初動対応体制と手順を具体的に検討する。
- ・STEP 4：経営資源への対応と事前対策
「ヒト、モノ、カネ、情報」への影響を踏まえ、災害に備えるための具体的な事前対策を検討する。
- ・STEP 5：平時の推進体制の確立
緊急時においても落ち着いて、適切に対応することができるよう、平時からの体制構築と維持に向けた取組を検討する。

※新型コロナウイルス感染症対策の支援

新型コロナウイルス感染症は、定期的な周期で出現が確認されているため、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）が収束して間もない状況に鑑み、その経験と教訓を踏まえ、基本的な対策を改めて整理したうえで計画策定を支援する。

ウ. 備えに対する取組の強化支援

<公的制度の情報提供と活用促進>

事業者BCP計画に基づく取組を促進するため、公的制度（金融支援、税制優遇、補助金の加算措置等）に関する情報提供を促進する。

<リスクファイナンスへの対応強化>

損害保険等への新規加入の検討が必要な事業者に対しては、商工会が取扱う保険の紹介等を行う。

また、既に契約を締結している事業者に対しては、想定される災害被害に適切に対応し得る契約内容であるかを再確認するよう促すことにより、適切なリスクファイナンスへの備えを強化する。

[②商工会自身の事業継続計画の作成]

田村地区商工会の事業継続計画の策定状況は以下のとおりである。

行政等と商工会、また、商工会間の連携・協力に関する具体的な対策等が不足しているため、本計画との整合性を図りつつ、より実効性のある連携の仕組みを確立したうえで、令和8年12月までに当該計画の改定および未策定商工会の計画策定を行う。

- ・三春町商工会：令和2年11月11日策定（令和8年12月改定予定）
- ・小野町商工会：令和6年4月25日策定（令和8年12月改定予定）
- ・滝根町商工会：未策定（令和8年12月策定予定）
- ・大越町商工会：令和7年12月23日策定（令和8年12月改定予定）
- ・都路町商工会：未策定（令和8年12月策定予定）
- ・常葉町商工会：未策定（令和8年12月策定予定）
- ・船引町商工会：令和2年8月7日策定（令和8年12月改定予定）

改定後も年1回（防災の日を目途）、点検作業等を通じて問題点の洗い出しや課題の検討を踏まえ、継続的な改善を実施するものとする。

[③関係団体等との連携強化]

<研修・セミナー等の周知>

関係機関等が実施する事業者BCPや防災意識の向上を目的とした研修・セミナー等について、積極的に情報収集を行い、事業者への周知を図る。

<専門性の高い支援体制の構築>

専門性の高い事項については、必要に応じて専門家や関係機関等と連携し、適切な支援体制のもとで対応にあたる。

○保険等への対応

適切な説明や提案能力が必要となるため、必要に応じて保険会社等と連携し、事業者が適切なリスクファイナンスの備えを持てるよう対応する。

○高度なリスクへの対応

自然災害や感染症対策に加え、近年重要性が高まっているサイバー攻撃対策など、専門的な知見が必要となるリスクについても、専門家や関係機関等と連携して対応にあたる。

[④フォローアップ]

ア. 事業者BCP未策定事業者に対する継続的な意識啓発

事業者BCP計画未策定の事業者に対しては、事業者BCP等に関する普及啓発チラシによる周知や市町のハザードマップ等の改定に合わせた災害リスクの情報提供などを通じ、継続的な防災意識の醸成を図る。

イ. 策定事業者に対する進捗管理と支援

計画を策定した事業者に対しては、策定された対策及び取組の進捗状況を確認し、取組が未実施の場合は阻害要因を洗い出したうえで、計画の円滑な実施に向けたリスクスケジュールを支援する。

[⑤計画に係る訓練等の実施]

東日本大震災クラスの大規模な自然災害、新型コロナウイルス（COVID-19）クラスの感染症が発生したと想定し、各商工会と各市町及び田村地区の各商工会間において、計画に基づく行動手順の点検の確認を年1回（防災の日）実施する。

< 2. 災害発生後の対策 >

災害等発生時には、人命の安全確保を最優先に初動対応にあたる。そのうえで、次の手順に基づき、速やかに地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡・情報共有を図った後、応急対策等の方針を決定し、これに対応するものとする。

[①応急対策の実施可否の確認]

[各商工会の対応]

災害発生後概ね1時間以内に非常時連絡網を活用し、会場・副会長等や職員の安否報告（確認）及び出社の可否、周辺の被害状況（感染症の場合は拡大リスク）等を把握する。

また、応急対策の方針を判断するため、発災後概ね3時間以内に、巡回・電話連絡等の方法により事業者の被害状況を把握し、広域連携協議会事務局と情報共有を行う。

[広域連携協議会事務局の対応]

応援体制の可否を検討し、各商工会との情報共有に基づき連携を図る。

[②応急対策の方針決定]

災害発生後概ね3時間以内に、各商工会と各市町との間で被害状況等の情報共有を図り、被害状況や被害規模に応じた応急対策方針を決定する。

[応急対策の方針決定の目安とする被害規模の判断基準及び想定する応急対応]

被害規模	主な事象	事業者に対する応急対応	事務局体制に関する応急対応
【A】 大規模災害が発生 ※地域防災計画3号配備該当	【地震】 震度6以上の地震により広範囲で被害が発生 【大雨・洪水・土砂】 大雨、洪水等により災害が広範囲で発生	・被害の把握（収集・伝達・報告） ・緊急相談窓口の設置・対応 ・要望等の収集・集約、具申 ・支援策の情報収集、提供	・事務局機能（人、場所、通信、情報等）の確認・対応 ・対策本部の設置 ・各商工会間の人的応援体制の調整・配置対応 【情報共有（行政・商工会間）の頻度】 ・発生後～1週間（1日2回）（12時・17時） ・1週間～1ヶ月（1日1回）（17時） ・1ヶ月以降（新たな情報が入り次第随時）
【B】 中規模災害が発生 ※地域防災計画2号配備該当	【地震】 震度5強以上の地震により局所的に被害が発生 【大雨・洪水・土砂】 通行規制を伴う災害の発生	・被害の把握（収集・伝達・報告） ・緊急相談窓口の設置・対応 ・要望等の収集・集約、具申 ・支援策の情報収集、提供	・事務局機能（人、場所、通信、情報等）の確認・対応 ・対策本部の設置 ・各商工会間の人的応援体制の調整・配置対応 【情報共有（行政・商工会間）の頻度】 ・発生後～1週間（1日2回）（12時・17時） ・1週間～（新たな情報が入り次第随時）
【C】 小規模災害が発生 ※地域防災計画1号配備該当	【地震】 震度5弱以下の地震発生 【大雨・洪水・土砂】 倒木、道路の路肩崩れ、側溝の溢水	・被害状況 （サンプリング調査）	・被害が無い場合は、情報共有のみ。 【情報共有（行政・商工会間）の頻度】 ・発生後～（新たな情報が入り次第随時）

[新型コロナウイルス感染症の応急対策]

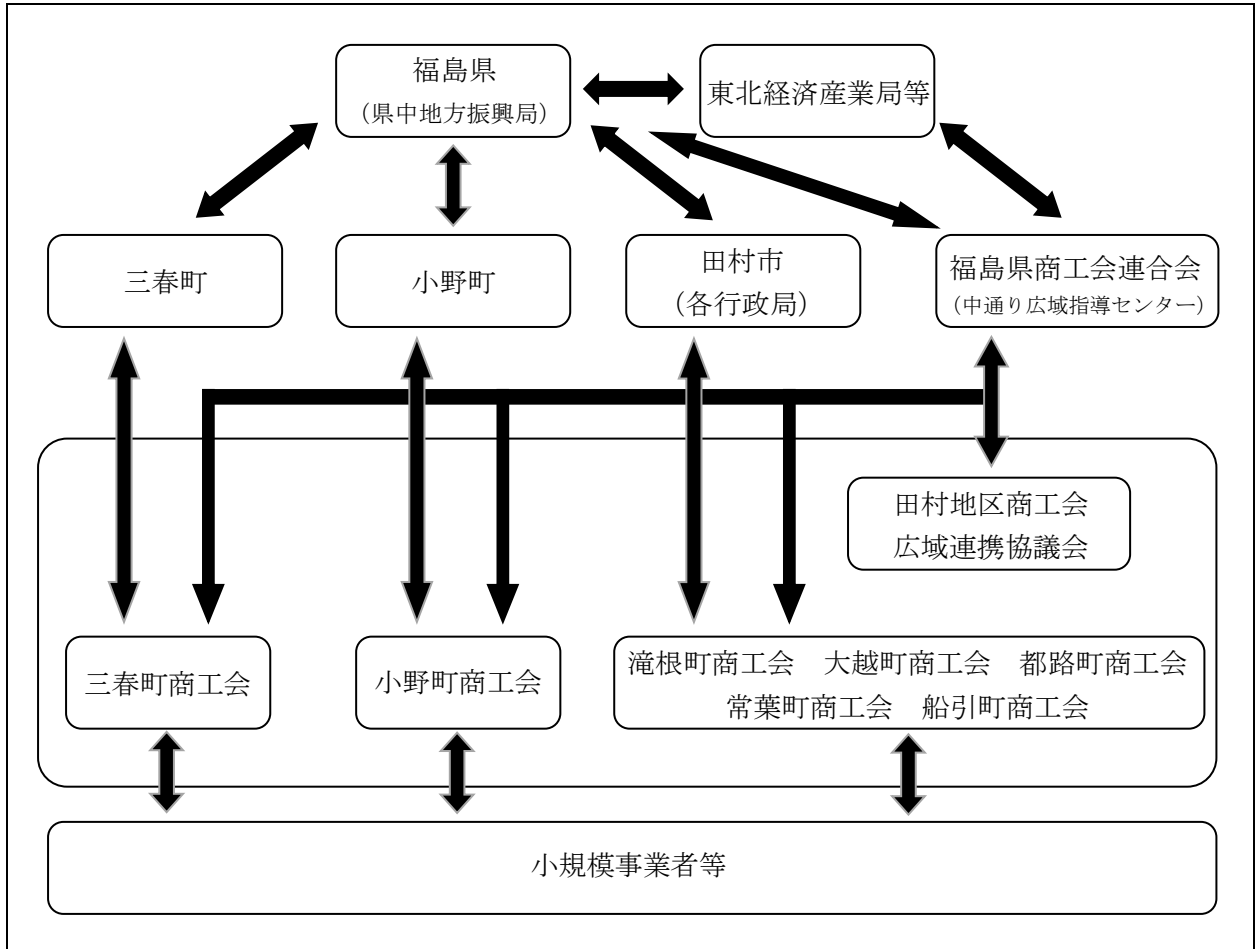
各行政の新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の正確な把握と迅速な発信を行うとともに、交代勤務や在宅勤務等の導入による業務継続体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

災害発生時において、円滑に地域内事業者の被害状況を収集・伝達・報告するため、被害状況の確認方法及び被害額の算定方法等を含む調査項目についてあらかじめ整理・確認するとともに、指揮命令系統を明確化するための体制整備を行う。

また、各商工会と各市町が共有した情報については、福島県が定める方法により報告する。

[連絡体制図]



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

[①緊急相談窓口の設置]

各商工会は、各市町との協議結果を踏まえ、緊急相談窓口の開設の可否を決定する。

ただし、国・県等から緊急相談窓口の設置について別途要請を受けた場合は、これに速やかに対応するものとする。

[②被災事業者に対する支援方針]

ア. 被害状況の把握と情報共有

時間の経過に伴い明らかになる被害状況について、詳細かつ漏れのない状況把握を実施し、情報の更新と共有を図る。

イ. 個別ニーズの把握と政策反映

経営資源である「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の視点に基づき、被災事業者の個別ニーズを聴取する。

この聴取結果は、被害状況と併せて報告し、政策立案の基礎情報として活用を促す。

[③施策の周知と寄り添った支援の実施]

国・県・市町等の各種施策について、巡回訪問や窓口相談、ホームページ等の媒体を活用して周知する。これにより、被災事業者に寄り添ったきめ細かな支援を実施する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復旧・復興支援 >

被災事業者の事業継続に対する支援及び生活基盤の早期回復を基本方針とし、使命感をもって支援に尽力する。

被害規模が甚大であり、被災地の商工会のみでの対応が困難な事態が発生した場合は、田村地区商工会の応援体制に基づき、これに対応するものとする。

この対応によっても対応が困難な場合は、人的応援等について、福島県商工会連合会や福島県等に速やかに相談する。

< 6. その他 >

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県へ報告する。

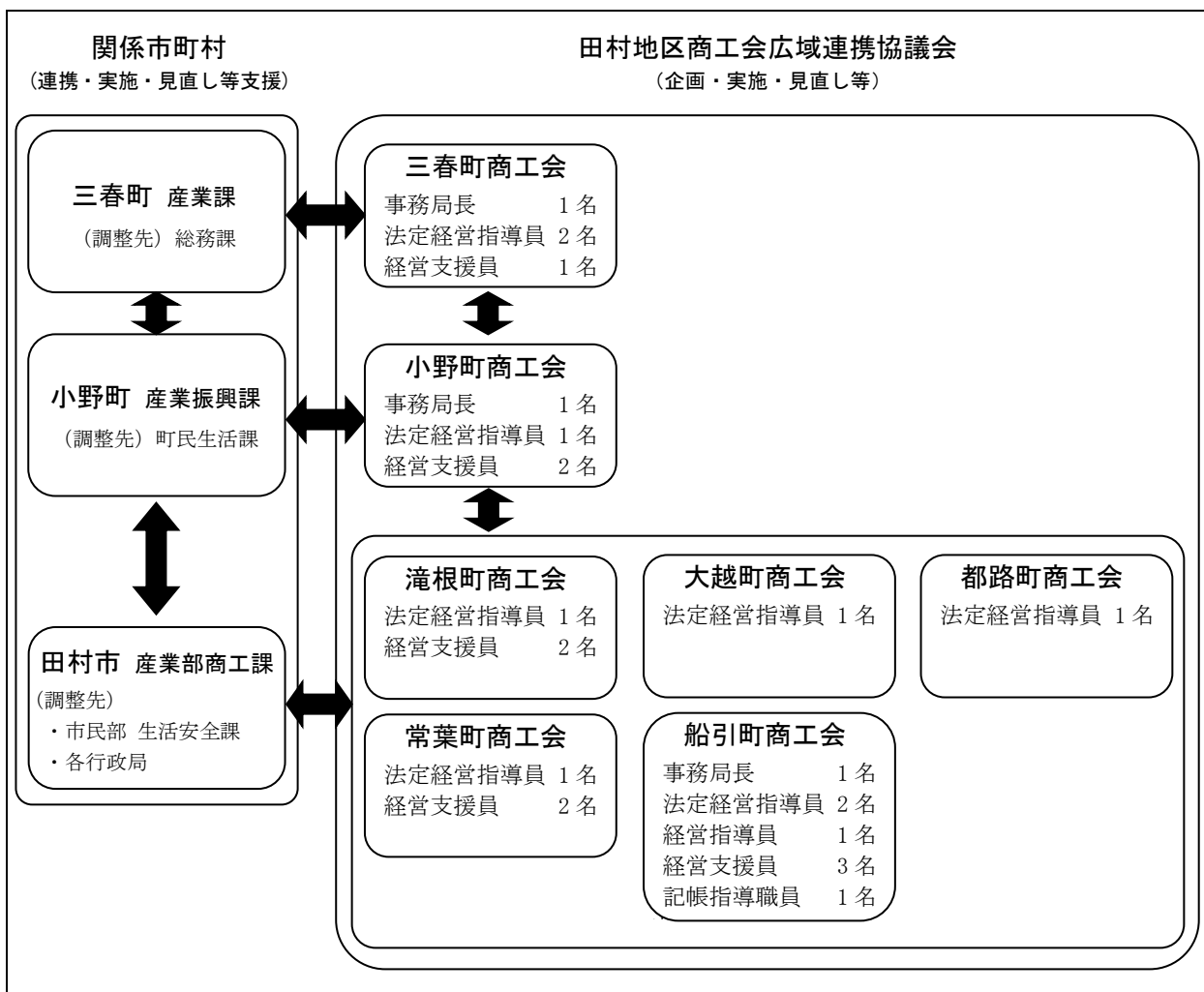
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年3月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

○三春町商工会 (TEL0247-62-3523)

太田 修 ・ 吉田 由美子

○小野町商工会 (TEL0247-72-3228)

本多 信弥

- 滝根町商工会 (TEL0247-78-2033)
吉田 健
- 大越町商工会 (TEL0247-79-2555)
鈴木 理生
- 都路町商工会 (TEL0247-75-2497)
佐久間 剛
- 常葉町商工会 (TEL0247-77-2019)
筒田 一弥
- 船引町商工会 (TEL0247-82-4264)
小山 勝紀 ・ 小松 正美

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

- 三春町商工会
〒963-7759 福島県田村郡三春町字大町 29 番地
TEL : 0247-62-3523 / FAX : 0247-62-3658
E-mail : miharusk@coral.ocn.ne.jp
- 小野町商工会
〒963-3401 福島県田村郡小野町大字小野新町字中通 35 番地
TEL : 0247-72-3228 / FAX : 0247-72-3256
E-mail : ono6277@coral.ocn.ne.jp
- 滝根町商工会
〒963-3602 福島県田村市滝根町神俣字梵天川 398 番地
TEL : 0247-78-2033 / FAX : 0247-78-3116
E-mail : takineso@coral.ocn.ne.jp
- 大越町商工会
〒963-4111 福島県田村市大越町上大越字元池 197 番地 1
TEL : 0247-79-2555 / FAX : 0247-61-5004
E-mail : ohgoe@coral.ocn.ne.jp
- 都路町商工会
〒963-4701 福島県田村市都路町古道字戸屋 70 番地
TEL : 0247-75-2497 / FAX : 0247-75-2883
E-mail : miyasho@coral.ocn.ne.jp
- 常葉町商工会
〒963-4602 福島県田村市常葉町常葉字上町 62 番地 3
TEL : 0247-77-2019 / FAX : 0247-77-4070
E-mail : sl-tokiwa.shoko@feel.ocn.ne.jp

○船引町商工会

〒963-4312 福島県田村市船引町船引字上中田 17 番地 1

TEL : 0247-82-4264 / FAX : 0247-82-0296

E-mail : funehiki-s@tamuranet.ne.jp

②関係市町村

○田村市 産業部 商工課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

TEL : 0247-82-6677 / FAX : 0247-81-1210

E-mail : shoko@city.tamura.lg.jp

○三春町 産業課

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町 1 番地の 2

TEL : 0247-62-3960 / FAX : 0247-61-1110

E-mail : shoko@town.miharu.ig.jp

○小野町 産業振興課

〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92 番地

TEL : 0247-72-6938 / FAX : 0247-72-3121

E-mail : sangyoushinkouka@town.ono.fukushima.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
○BCP(事業継続計画) 等策定支援	350	350	350	350	350
・専門家派遣費	(150)	(150)	(150)	(150)	(150)
・印刷製本費	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)
・通信運搬費	(150)	(150)	(150)	(150)	(150)
○自然災害等の注意喚起、 対策の普及啓発	350	350	350	350	350
・印刷製本費	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)
・通信運搬費	(150)	(150)	(150)	(150)	(150)

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
伴走型小規模事業者支援推進事業補助金、福島県補助金、市町補助金、自主財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

